

- | | |
|----------------------------|-----------|
| 1. ご挨拶 | 弁護士 中本 和洋 |
| 2. デジタルプラットフォームをめぐる法制度について | 弁護士 皆川 征輝 |
| 3. 消費者契約法の改正について | 弁護士 大高 友一 |
| 4. オンラインによる国内外紛争解決手続の進化と発展 | 弁護士 豊島ひろ江 |
| 5. 調停委員のつぶやき | 弁護士 倉橋 忍 |
| 6. 帰国のご挨拶 | 弁護士 佐藤 碧 |
| 7. 入所のご挨拶 | 弁護士 田尾 宜貴 |
| 8. 入所のご挨拶 | 弁護士 和田 周 |

ご挨拶



所長 弁護士

中本 和洋

残暑お見舞い申し上げます。

皆様には、コロナ禍の中にあってもお元気にお過ごしのことと思います。

一昨年来のコロナ感染は第七波に入り、未だに終息の気配は見られません。安倍晋三元首相の銃撃事件は、これまで何回かお会いした方だけに大変悲しいことでした。この事件は要人警護の在り方や旧統一教会問題等の課題を残しました。また、今年に入ってウクライナ戦争が勃発しており、戦死者や避難者等の被害が増え、今なお悲惨な状況が続いています。さらにこの戦争によって、石油や天然ガス等エネルギー問題や、穀物等食糧不足問題が発生し、世界経済に大きな影響を与えています。日本においても、原材料や生活物資等が高騰し、企業や家庭において経営難、生活難が問題となっています。一日も早いウクライナ戦争の終結が待たれるところです。

さて、司法の分野では、民事裁判のIT化を進めるための改正民事訴訟法が本年5月に成立しました。令和7年までに、民事・家事裁判手続、民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化の完全実施を目指していくことになります。IT化によって、紙による申立等をインターネットを用いて行い、裁判手続も裁判所に出頭することなくウェブ会議による手続が増えていくことになります。このような手続きの合理化の反面、電子データの

流出等セキュリティ問題やITツールを活用できない人へのサポートの問題等が課題として残ります。

さらには、民事裁判等を利用しやすく頼りがいのあるものにするためには、IT化だけでなく、司法アクセスの改善や裁判の中身を改善しなければなりません。

このような課題について引き続き取り組んでまいりたいと考えています。

まだまだ暑い日が続きますが、皆様にはお元気にお過ごしください。

法律相談のご案内

当事務所では、来所いただいてのご相談の他、電話やメール、Web会議ツール（Teams、Zoom等）を利用した法律相談も実施しております。
ご要望に応じて相談をお受けしますので、お気軽にご相談ください。

1 令和4年6月16日、東京地方裁判所は、「食べログ」のアルゴリズムの変更で点数が下がったことにより売り上げが下がったとして、株式会社韓流村が損害賠償を求めた事案において、運営会社である株式会社カカコムに対し、独占禁止法違反を理由に損害賠償を命じました。これに対し、株式会社カカコムは、同日、控訴をしており、控訴審での判決が注目されます。

同月には、「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」（以下「DPF取引透明化法」といいます。）に基づく第1回目の報告書の提出日を迎えており、前月である5月1日には、「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律」（以下「取引DPF消費者保護法」といいます。）が施行されました。

このように、昨今、デジタルプラットフォームをめぐる法律関係は大きく動いていることから、本稿では、DPF取引透明化法、及び、取引DPF消費者保護法の概要について述べたいと思います。

2 デジタルプラットフォームについて

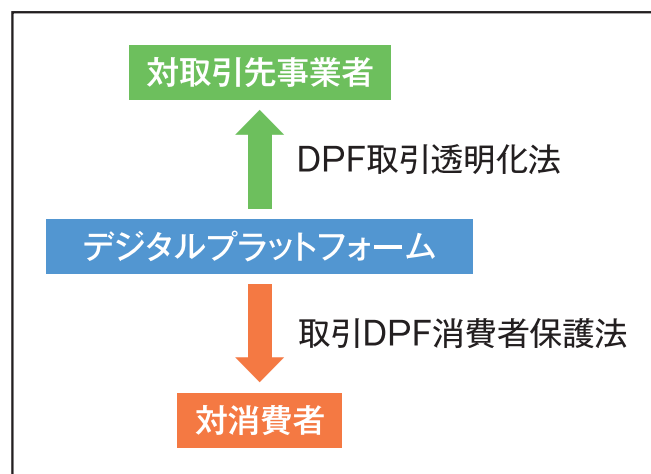
(1) デジタルプラットフォーム（DPF）とは、「多数の者が利用することを予定して電子計算機を用いた情報処理により構築した場であって、当該場において商品、役務又は権利（以下「商品等」という。）を提供しようとする者の当該商品等に係る情報を表示することを常態とするもの（次の各号のいずれかに掲げる関係を利用したものに限る。）を、多数の者にインターネットその他の高度情報通信ネットワーク（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第一号に規定する放送に用いられるものを除く。）を通じて提供する役務」（DPF取引透明化法2条1項）をいい、オンラインショッピングモール、インターネットオークション・フリーマーケット、アプリストア、検索サービス、コンテンツ配信サービス、シェアリングエコノミー、SNSなど様々な場面でDPFが活用されています。

(2) このうち、DPF取引透明化法では、特に取引の透明性・公正性を高める必要性の高いプラットフォームを提供する事業者を「特定デジタルプラットフォーム提供者」（特定DPF提供者）として指定し、規制の対象としています（2条1項）¹。

また、取引DPF消費者保護法では、DPFのうち、オンラインモール（2条1項1号）又はオークションサイト（2条1項2号）が「取引デジタルプラットフォーム提供者」（取引DPF提供者）として、対象となっています。

以上のように、DPF取引透明化法と取引DPF消費者保護法は、多岐にわたるDPF提供者のうち特定のDPFの提供者を対象としており、また、2つの法律では対象とするDPF提供者の範囲が異なっています。

(3) DPF取引透明化法と取引DPF消費者保護法は、大きく分けると、前者がDPF提供事業者と取引先事業者との関係、後者がDPF提供事業者と消費者との関係を規律する法律となっています。



3 DPF取引透明化法の概要

(1) 取引条件等の開示義務（第5条）

特定DPF提供者は、利用者に対し、取引条件等（例：取引を拒絶することがある場合に、その判断基準など）

1 令和4年8月時点では、政令により、物販総合オンラインモールでは国内流通総額3000億円以上の会社（アマゾンジャパン合同会社、楽天グループ株式会社、ヤフー株式会社）、アプリストアでは国内流通総額2000億円以上の事業者（Apple Inc.及びiTunes株式会社、Google LLC）が特定デジタルプラットフォーム提供者として指定されている。

デジタル市場競争会議最終報告（令和3年4月27日）を踏まえ、デジタル広告を規制対象に追加する予定となっている。

の開示や特定の行為を行う際の事前通知（例：取引条件の変更を行う場合の内容及び理由など）を行わなければならないものとされています。

(2) 自主的な手続・体制の整備（第7条）

特定DPF提供者は、特定DPF提供者と商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図るために必要な措置（例：取引先事業者に対するサービス提供が公正に行われることを確保するための体制など）を講じなければならないものとされています。

(3) 報告書の提出・評価（第9条）

特定DPF提供者は、毎年度、報告書を経済産業大臣に提出し、これに対し、経済産業大臣は、利用者、学識経験者等の意見を踏まえ、報告書の評価を行い、その結果を公表するものとされています。

(4) その他

経済産業大臣は、特定DPF提供者が独占禁止法に抵触していると判断した場合には、公正取引委員会に対して適当な措置をとるよう請求をすることができるものとされています（第13条）

4 取引DPF消費者保護法の概要

(1) 取引DPF提供者の努力義務（第3条）

取引DPF提供者は、消費者と販売業者との間の円滑な連絡を可能とする措置等を実施する努力義務を負い、消費者に対しその概要・実施状況等の開示をしなければならないものとされています。

(2) 取引DPFの利用の停止等に係る要請（第4条）

商品の安全性の判断に資する事項等について著しく事実に相違する表示がなされている場合などで、かつ、販売業者が特定不能などの場合には、内閣総理大臣は、取引DPF提供者に出品削除等を要請することができるものとされています。

(3) 販売業者に係る情報の開示請求（第5条）

消費者が損害賠償請求等を行う場合に必要な範囲で販売業者の情報の開示を取引DPF提供者に対し請求できるものとされています。

(4) その他

その他、官民協議会を組織し、悪質な販売業者等への対応など各主体が取り組むべき事項等を協議するものとされており（第6条～第9条）、また、消費者は内閣総理大臣（消費者庁）に対し消費者被害のおそれを申し出て適当な措置の実施を求めることができるとされています（第10条）。

5 まとめ

DPF取引透明化法及び取引DPF消費者保護法は、いずれも、事業者の自主的な取組を促進する方法を採用しているところ^{2,3}、これは規制の必要性とDPFのイノベーション・発展性との調和を図ったものといえます。今後のDPFの発展やDPFに起因する問題等に応じ、現行の法制度で足りるのか、それとも、より強力な規制を必要とするのか検討がすすむものと考えられます。

2 https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/digitalplatform/pdf/dppoint.pdf

3 https://www.caa.go.jp/about_us/about/plans_and_status/digital_platform/assets/consumer_system_cms101_210201_01.pdf

令和4年通常国会において消費者契約法等の一部を改正する法律が成立しました（令和5年6月1日施行予定）。消費者契約法は、消費者と事業者との間で締結される消費者契約全般に適用される民事ルールで、事業者による不当な契約条項の使用や不当な勧誘行為を規制することにより、消費者の利益を守るとともに適切な市場環境を維持するため法律です。今回の消費者契約法改正第3次改正）は、平成28年の第1次改正（平成29年6月施行）及び平成30年の第2次改正（令和元年6月施行）に続くもので、不当勧誘に該当する行為類型や無効となる契約条項の追加、事業者による情報提供等の努力義務の強化を中心とした改正がなされています。本稿では、この消費者契約法第3次改正の概要をご紹介します。

1 不当勧誘行為類型の追加

消費者契約法では、事業者が不当な勧誘行為を行い、その結果として消費者に契約を締結したような場合、消費者は契約を取り消すことができるものと定めています。今回の改正では、このような不当勧誘行為のうち消費者に「困惑」を生じさせる類型として、さらに3つが追加されました。

（1）勧誘目的を告げずに退去困難な場所に同行しての勧誘

消費者契約の締結について勧誘をする目的であることを告げず、かつ勧誘対象の消費者が任意に退去することが困難な場所であることを知りながら、その消費者をその場所に同行し、その場所において消費者契約の締結について勧誘すること（改正法4条3項3号）。

これはいわゆるキャッチセールスなど、勧誘目的を告げずに消費者を店舗などに連れ込んで契約を迫る商法などを主にターゲットにしたものです。

（2）威迫する言動を交えて、相談の連絡を妨害

消費者が、店舗などで消費者契約の締結について勧誘を受けている際、親族や知人等の第三者と連絡することを希望したにもかかわらず、事業者が威迫する言動を交えてこれを妨害すること（同4号）。

現行法の下でも消費者が勧誘を受けている場所から退去することを事業者が妨害したときは「退去妨害（同1号）」に該当し、消費者は取消権を行使できます。

改正法は、勧誘を受けている場所からの退去の妨害だけでなく、第三者への相談の妨害であっても契約の取消しを可能とするものです。

（3）契約前に目的物の現状を変更し、原状回復を著しく困難にすること

消費者が消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をする前に、その契約の目的物の現状を変更し、その実施又は変更前の原状の回復を著しく困難にすること（同9号）。

現行法の下でも、いわゆる「さおだけ商法」のように、契約締結前に事業者が契約内容となっている商品やサービス等を先行して提供するなどして消費者が契約締結を断りにくいようにした上で契約を迫るようなケースでは、消費者は取消権を行使できます。改正法は、これに加えて、例えば、契約前に商品の内容を確認するなどとしてパッケージを開封するなどといった、必ずしも契約内容の実施とは言えなくても消費者が契約締結を断りにくなるような一定の状況を事業者が生じさせた場合には契約の取消しを可能とするものです。

2 免責範囲が不明確な契約条項の無効

消費者契約法では、消費者の権利を不当に制限する一定の契約条項を無効とすることを定めています。この不当契約条項の一つとして、事業者の債務不履行や不法行為による損害賠償責任を制限もしくは免責する条項があります。

具体的には、例えば、事業者の故意もしくは重過失により生じた債務不履行や不法行為による損害賠償責任を一部でも免責する条項は無効とされます。一方、事業者の軽過失により生じた債務不履行や不法行為による損害賠償責任を免責する条項については、責任の全部を免責する条項は無効とされるものの、事業者の賠償責任額の上限を定める条項のように責任の範囲を制限する条項については基本的に有効とされています（以上、法8条1項2項）。

しかし、一般に用いられている消費者契約の条項の中には、上記のように本来は軽過失による場合に限って有効と認められるはずの事業者の責任制限条項につき、軽過失に限定されるべきことを明示せず、例えば「法律上許

される限り、賠償限度額を●万円とする」というような規定の仕方をするものが見受けられます。このような条項は、専門家がきちんと解釈すれば、「法律上許される限り」という文言によって、この条項は事業者が故意や重過失がある場合には適用されないということは明確となっているとも言えるのですが、一般の消費者はそのような解釈は直ちにはできません。逆に、消費者が被害を受けても、軽過失による場合も含めて事業者の責任が限定されると即断して、事業者に対する請求を諦めてしまうおそれがある条項とも考えられるところです。

このようなことから、改正法では、事業者のこれらの責任を制限する条項については、軽過失による場合に限り適用されるものであることを明らかにしていない場合は無効とするということが明示されることとなりました(改正法8条3項)。

3 事業者による情報提供等の努力義務の強化

改正法では、消費者と事業者との間には情報力や交渉力の格差があること、また知識や経験は消費者によって様々であることを踏まえた事業者の努力義務が、第2次改正に引き続いてさらに追加されました。

具体的には、①事業者が定型約款(民法549条の2)を利用した消費者契約を勧誘するにあたって、消費者が約款開示請求をするために必要な情報の提供努力義務(改正法3条1項3号)、②契約により定められた消費者の解除権行使に関して必要な情報の提供努力義務(同4号)、③事業者が契約に定められた解約に伴う違約金や損害賠償額の予定に基づく請求を行うにあたって、これらの違約金等の算定根拠の説明努力義務(改正法9条2項)、などが追加されています。

消費者契約法

- 消費者契約に関する民事ルールを規定
(民法の特別法(契約の取消権・無効な条項))
- 平成30年改正の附帯決議等に対応
契約の取消権の拡充、不当な解約料(消費者の立証負担軽減)、不当条項の追加 等

主な改正事項

- 1 契約の取消権を追加(第4条第3項)
 - ・ 勧誘することを告げずに退去困難な場所へ同行し勧誘
 - ・ 威迫する言動を交え、相談の連絡を妨害
 - ・ 契約前に目的物の現状を変更し、原状回復を著しく困難に
- 2 解約料の説明の努力義務
 - ・ 消費者に対し算定根拠の概要(第9条第2項)
 - ・ 適格消費者団体に対し算定根拠(第12条の4)
- 3 免責の範囲が不明確な条項の無効(第8条第3項)
- 4 事業者の努力義務の拡充
 - ・ 契約の解除に必要な情報提供等(第3条第1項等)
 - ・ 適格消費者団体の要請に応じて、契約条項・差止請求を受けて講じた措置の開示(第12条の3及び5)

※ 公布の日から1年を経過した日の施行
(適格消費団体の事務関係規定は消費者裁判手続特例法と同じ)

(消費者庁作成資料による)

新型コロナウイルスの感染拡大によって、在宅勤務によるリモート会議やオンライン研修が発展し、もはや IT ツールを利用しない業務や生活は考えられない時代になっています。紛争解決の手段においても同様に、このコロナ禍を経て、様々な形で、オンライン化・IT 化は急速に進化し発展しています。

裁判の IT 化 — e 提出・e 事件管理・e 法廷の実現へ

令和2年2月より、現行の民事訴訟法を前提に IT ツール（マイクロソフト社の Teams）を利用したウェブ会議等を活用した争点整理の新たな運用が大阪などの地方裁判所で開始されました。図らずも新型コロナウイルスの感染拡大とともに運用は急速に進み、今では実際に裁判所に行かない事件が多くなりました。令和4年度中には、民事裁判を IT 化するための民事訴訟法等の一部を改正する法律案が施行される見通しです。新法にもとづき、主張や証拠のオンライン提出が認められ（e 提出）、裁判書類や裁判期日をオンラインで管理し（e 事件管理）、口頭弁論期日や争点整理をウェブ会議で行う（e 法廷）ことが正式に認められます。機材の調達等を経て、令和7年には訴状等のオンライン申立や裁判記録の電子化が実現される予定です。この本格導入に向けて、令和4年2月からはオンラインでの申立等の運用の一部の先行実施として、民事裁判書類電子提出システム「mints」（ミンツ）の施行運用が開始され、徐々にではありますが確実に裁判の IT 化が実現しつつあります。

国際仲裁におけるオンライン審問

国際仲裁では、以前から、電話やテレビ会議等で事前準備会合などが行われていました。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大により海外渡航は禁止され、リアルでの対面を前提とする仲裁審問はすっかりオンライン化して、Zoom や Teams といった各種プラットフォームを利用した証人尋問手続（審問）等が実施されています。当初はオンライン審問（バーチャル審問、リモート審問）手続きの法的根拠が問題になっていましたが、いずれの国際仲裁機関もすみやかに規則を改正するなどして対応をしました。オンライン審問のメリットとしては海外渡航の時間や費用が低廉化され、多数当事者の日程調整が容易であることなどがある一方、証人によるのコーチングなどの不正リスク、情報漏洩やセキュリティ、時差の調整の不公平さなどの問題があげられます。今は、オンライン審問を行うに当たり、これ

らの問題点について事前に当事者間で取り決めておくことが推奨され、各仲裁機関からガイドラインなどが出されて問題解決にも取り組まれています。オンライン審問は、広く仲裁実務関係者に受け入れられ、IT ツールを利用した新しい国際仲裁実務が進化確立しつつあるといえます。

裁判外紛争解決手続（ADR）のオンライン化

裁判外紛争解決手続（ADR：Alternative Dispute Resolution）のオンライン化とは、紛争解決に IT 技術を利用する ODR（Online Dispute Resolution（オンライン紛争解決））になります。世界的には、アメリカや EU において少額紛争や消費者紛争の解決を目的として ODR のプラットフォームを提供する運用が行われています。これらは eBay 社という越境ビジネスを行うインターネット関連会社が、顧客の満足度や企業への信頼を高めるという目的で利用者間のトラブルに対してオンライン上に紛争解決のプラットフォームを提供したことが先駆けとなっています。日本においても、令和3年に、第一東京弁護士会で、シェアリングエコノミー分野での紛争を全てオンラインチャットシステムで手続を完結する独自の簡易和解手続きが提供されたり、日本で初めての民間オンライン完結型調停機関「Teuchi」においても全ての手続をスマホで完結するチャットによる ODR システムが提供されるなどしています。さらには、弁護士が中心となって ODR を提供する会社を起業して ADR を組織するなど、これまでにない民間主導の新しい裁判外のオンライン紛争解決が注目を集めています。オンラインの利用により、安価かつ迅速かつ簡易な紛争解決手続が実現し、これまで司法アクセスを諦めていた人々による利用促進が期待されています。





調停委員のつぶやき

弁護士 倉橋 忍

私は、10年間家庭裁判所の調停委員を務めた後、一旦退任し、再度令和4年4月1日より大阪地方裁判所及び大阪簡易裁判所の調停委員に就任しています。

私が今回メインに担当する調停はいわゆる特定調停※)です。しかし、それだけに限りません。一般の民事事件も扱っています。

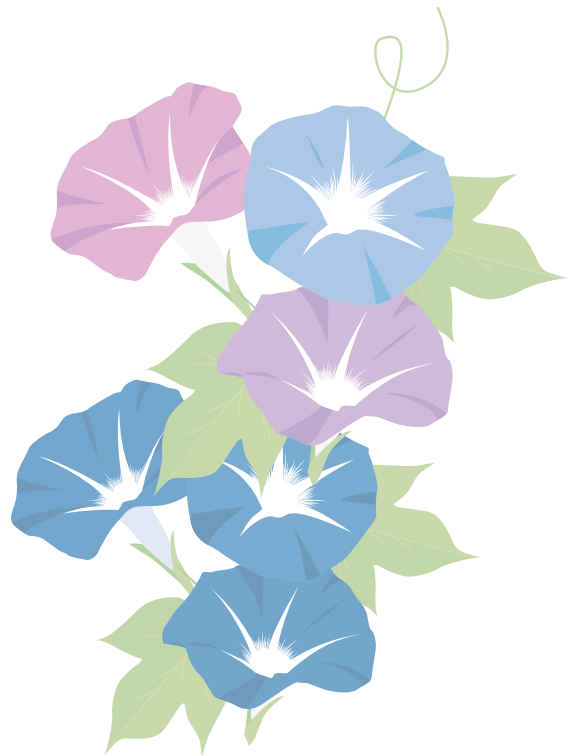
調停委員としての私の仕事は、5月からスタートしています。当事者にとって何がよい解決かを考えつつ調停手続きを進めています。

これだけ長く調停に携わってきて思うことは、調停という制度が、紛争解決にとって極めて有効な制度であるということです。この点は、特に強調したいと思います。中立的な調停委員が双方から丁寧に事情を聞きます。また双方の気持ちにも配慮します。当事者双方と話し合いながら問題点を明確にし、解決案を模索します。その上で(裁判官と相談した上ですが)、妥当な解決案を提示します。少し時間はかかりますが、解決に向かってみんなが努力していることが見えるのです。このようなプロセスを経ているので、当事者にも納得感(すべて満足という訳にはいきませんが)があるように思います。ただ、だからこそですが、事件を十分理解した上でさらに、当事者への接し方及び手続の進め方が大事なように思います。どちらかの肩を持っているのではないかなどというような疑問を持たれては困ります。言い方にも注意する必要があると思います。一方から聞いた話の内容をそのままストレートに相手方に伝えることはNGだと思います。それでは当事者の間に調停委員が入る意味がありません。話の趣旨は伝えないといけません。当事者への配慮と紛争の解決に向けて手続きを進めるという意識が必要だと思います。このような配慮等が必要ですので、調停委員は研修などを通じて日々研鑽を積んでいます。

これから5年程度調停委員を務めることになると思います。もう一度初心に戻り、丁寧に手続きを進めたいと思います。もちろん、他方で、解決に向けたスピードも大事にしたいと思います。

今後ともよろしくお願い致します。

※特定調停というのは、債務の返済が出来なくなるおそれのある債務者(特定債務者)の経済的再生を図るため、特定債務者が負っている金銭債務に係る利害関係者の調整を行うことを目的とする手続きです。要は、資金繰りに苦しくなった中小企業を合理的な手続きの下で、支援しようとするものです。



帰国のご挨拶

弁護士 佐藤 碧

皆様、ご無沙汰しております。令和2年9月より、家庭の事情にて北京に滞在しておりました。

コロナ禍での渡航で隔離が必要になったり、滞在中も厳格なゼロコロナ政策に翻弄されたりと、通常とは異なる海外生活となりましたが、語学留学や中国国内旅行、現地特有の文化体験等、家族とともに得難い経験をすることができました。

このたび、約1年半の滞在を経て3月に帰国し、5月より東京事務所での職務に復帰いたしました。北京滞在中はご迷惑をおかけしてしまいましたが、今後ブランクを取り戻すべく一層努力いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

入所のご挨拶

弁護士 田尾 宜貴

令和4年4月から大阪事務所に入所いたしました弁護士の田尾宜貴（たおよしき）と申します。

平成28年12月に検事に任官し、約5年間、大阪、東京、横浜、愛知の各地検で、刑事事件の捜査・公判（刑事裁判）を担当してまいりましたが、この度、検事の弁護士職務経験制度により弁護士登録し、2年間、中本総合法律事務所で勤務することとなりました。

これまで検事として勤務してきた経験を活かしつつ、民事・刑事の両面において、依頼者の方々のお役に立てるよう、日々邁進していく所存です。

至らないところは多々あると存じますが、ご指導、ご鞭撻の程、よろしくお願い申し上げます。

入所のご挨拶

弁護士 和田 周

司法修習を終え、令和4年4月より中本総合法律事務所に入所いたしました和田周（わだしゅう）と申します。

ロースクールに入る前は、日本貿易振興機構（ジェトロ）というところで、3年間、主に日系企業の海外進出支援のため、東南アジアのビジネス環境調査などをしておりました。

1つ1つの案件に迅速かつ丁寧に取り組むことを常に心がけ、皆様のお役に立てるよう、真摯に取り組みたいと思います。至らない点も多々あるかと思いますが、精一杯頑張りますので、ご指導ご鞭撻のほどどうぞよろしくお願いいたします。

中本総合法律事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満5丁目9番3号 アールビル本館5階

TEL:06-6364-6241 FAX:06-6364-6243 E-mail:info@nk-law.gr.jp

中本和洋 ・ 倉橋 忍 ・ 鷹野俊司 ・ 豊島ひろ江 ・ 宮崎 慎吾 ・ 鍵谷文子 ・ 上田倫史
堂山 健 ・ 皆川征輝 ・ 田尾宜貴 ・ 中本隆久 ・ 下迫田啓太 ・ 桑原彰子

中本総合法律事務所 東京事務所

〒107-0051 東京都港区元赤坂1丁目3番9号 K-Frontビル4階

TEL:03-5771-6248 FAX:03-5771-6249 E-mail:mail@nk-law.gr.jp

三木 剛 ・ 大高友一 ・ 太田健二 ・ 佐藤 碧 ・ 幸尾菜摘子 ・ 和田 周